

# 奎章閣所藏外交文書を瞥見して

— 鮮滿北支地方旅行の一收穫 —

三 國 谷 宏

昨秋機を得て朝鮮・滿洲・北支地方を短期間旅行することが出来た。その際京城帝國大學に保管せらるゝ奎章閣文庫所藏の朝鮮李王朝末期の外交文書を鳥山・田保橋兩教授の御好意によつて瞥見するを得た。漠然と近代の日・鮮・清・露の外交關係の史料があれば見たいといふ心算で訪れた爲準備も不充分で、且つは短時日のことゝて、十分涉獵し得なかつたことは遺憾であつた。再度の精査を期して、こゝには單に垣間見るを得たところを紹介するに止めたい。

秋晴に輝く一日、色づかんとする木々に圍まれた圖書館を訪れ、奎章閣文庫に收められた種々の貴重書を見せてもらつた。その中に李朝末期の外交文書が夥しく堆積されてゐた。最も早くは一八七二年明治五年の文書が

あるが、大約一八八二年明治十五年頃より一九〇六年明治三十九年頃までのものである。日・華(清)・俄(露)・英・美(米)・德(獨)・法(佛)・義(伊)諸國の駐在使臣と李王朝政府との間に往來された文書そのもの或はその寫しで、各國別に往文・來文・來去案に分類され、略年月順に適宜に綴ぢられてゐる。奎章閣文庫は元來李王家のものであつたが、それが朝鮮總督府に移管され、現在は總督府から京城帝國大學に保管を托せられてゐるものである。外交書類は總督府に於て整理せられ、そのまゝ京城帝國大學に保管せらるゝやうになつたもので、新に整理分類されたことはないといふ。整理不完全の爲檢索頗る不便であり、又、散佚したもの或は意を以て刪去せられたものもあるとのことである。然し朝鮮を中心とす

る外交關係を研究するものにとつては看過すべからざる史料であることは言を俟たぬ。

一八九六年五月モスクワに於て舉行されたロシヤ皇帝ニコライ二世の戴冠式を機として二つの重要な協約が成立した。一は露・清間の秘密同盟條約であり、他は日・露間の所謂山縣・ロバノフ議定書である。山縣・ロバノフ議定書とは戴冠式參賀使節としてモスクワに派遣された山縣有朋とロシヤ外務大臣ロバノフ・ロストフスキーとが朝鮮問題に關して一八九六年<sup>明治二</sup>六月九日モスクワに於て調印せし議定書である。この議定書は兩締約國が朝鮮の財政・軍事・電信等に關して協約したものであつて、互に單獨の行動を爲さぬことを約し、各の朝鮮に對する利害關係の平等なることを主意としたものである。然るにロシヤの其後の行動はロシヤがこの精神を無視し、議定書を反故として顧みなかつたことを示してゐる。一八九七年にはロシヤ陸軍士官三名下士十名其他八名を京城に送つて教練師として朝鮮政府に採用せしめ、同年度支部總裁顧問官兼海關總稅務司としてアレクセーフを派遣して朝鮮政府の任用を強ひて居る。其他鴨綠江

鬱陵島に於ける伐木權を讓與せしめ、絶影島に貯炭庫を設置するを許さんことを強請し、馬山浦に地を借りて海軍根據地と爲さんとする等着々としてロシヤはその勢力を伸張する企圖を爲し、遂に日露の開戦を見るに至る一因を醸成した。これらの事件に關しては奎章閣所藏の外交文書に據つて歴々證明することが出来る。今一八九七年ロシヤが度支部總裁顧問官兼海關總稅務司としてロシヤ大藏省の官吏アレクセーフを任用せんことを朝鮮政府に強請した顛末を此等外交文書に依つて證し、併せて文書紹介の責を塞ぐことゝしよう。

一八九七年九月ロシヤは朝鮮の財政權を把握せんとして、度支部顧問兼海關總稅務司イギリス人ブラウンを解職してアレクセーフを任用すべきことを朝鮮政府に要求した。一八九七年十月六日京城駐在ロシヤ公使スパイヤは次の如き照會を朝鮮外部大臣閑種黙に致して居る。

(文書一、俄案照會第 號)

大俄國欽命公使大臣士(貝耶)

爲

照會事 貴國

大君主陛下因俄國

皇帝陛下之聖儀登極

派差特

命大使於\*モスコフ時、敕諭於該大使、使之以書、將其

大君主陛下願欲俄政府當應派送該國度支部坐派一員于朝鮮一事、詳明俄政府、使該員當應看檢指揮諸般事宜之財政及海關事務、其所牽連國內之財政事矣、因其朝鮮

大君主陛下之請求、俄國 皇帝陛下業已自該國度支部惠歡擇差閣員一員、命去朝鮮、蓋因此意也、該員名即\*アレクセーフ也、數日前來到漢城(即京)故茲現請貴大臣費神轉照于關該事之官員后、即 示回音、亦爲詳示於那時該員將行視務至盼、茲專此備文照會 請煩 貴大臣查照可也、須至照會者

右 照 會

大朝鮮外部大臣閣種默閣下

俄曆一千八百九十七年九月二十四日陽曆一八九七年十月六日

\*モスコフ及びアレクセーフは原文書に於ては朝鮮文字を以て記されて居る。以下同じ。

この照會に對して閣種默より十月十八日附を以て『度支部に知照したが、度支部よりの回答によれば、度支部

顧問官兼海關總稅務司としては已に英國人ブラウンが現在に在職して居り、且つその任期も未だ満了して居ない、茲にブラウンに關する契約書を送附するから外部大臣に於て照亮せよ』といふことである。この度支部よりの回答と契約書の寫しをスパイヤイ公使に送致する』と照覆して居る。

若しロシヤの謂ふ如く朝鮮より度支部總裁顧問官兼海關總稅務司として適當な人を派遣せんことをロシヤに依頼したのであれば、かういふ照覆を爲すのはおかしい。度支部が責任を外部に轉嫁しようとしてゐることは明らかに看取される。外部に於てもその責任をとらうとしてゐない。かゝる態度はこの任命、少くともこの時に於て任命するといふことが實はロシヤの意に出たものであることを思はせる。

この照覆に對して十月十九日附を以てスパイヤイ公使は『照覆及び契約書寫しを受取つたがこれは本公使が要請した返答ではない、本公使はアレクセーフが何時からその所管の事務を行ふかを質したのである、元來彼は貴政府の請によつて來つたものである、故に速かに本公使の問へる所に回答してもらひたい、若し明日この意味の

回答を爲さないならば本公使は貴政府がスパイヤ一の度支部顧問海關總稅務司たることに不賛成であるとしてその旨本國政府に報告する』といふ強硬な照會を閣種默に致して居る。三日を経て十月二十二日閣種默はスパイヤ一に照覆した。即ち(文書二、俄案照復第四十三號)

大韓\*外部大臣閣種默爲照覆事、照得我曆本月十九日接到貴照會、内開……(十月十九日附スパイヤ)……等因、

准此、洵經知照我度支部、旋接覆開、本月十五日日本

大臣(度支部)之照覆(十月十八日附を以て閣種默が)參互

本部事機而說明也、凡外國人延聘事件、由貴部(外部)

較量彼此事勢、從中妥善爲可、則如何作覆於俄公

使、惟在貴大臣參互意見、茲以仰復照亮妥辦等因、

准此、准該員(アレク)、理應就聘、所有合同視事

各節、並知照主務大臣、就次商辦、(再行佈聞、請

煩

貴大臣查照可也、須至照復者

右

大俄欽命公使大臣士貝耶閣下

光武元年十月二十二日

\* 一八九七年八月十七日建陽の年號を廢して光武と改め同年

十月十二日國號を大韓と稱することゝなつた。

こゝに至つて外部大臣閣種默はアレクセーフの就任を承認したのである。然し問題は未だ解決したのではない。果して翌々日十月二十四日スパイヤ一は現任度支部總裁

顧問官兼海關總稅務司英國人ブラウンの解雇を要求し、

アレクセーフの新任の時期を詰問し來つた。それに對し十月二十六日附で閣種默より照覆して居る。即ち(文書

三、俄案照復第四十四號)

大韓外部大臣閣種默爲照復事、照得我曆本月二十四日

接准貴來文、内開、貴(國韓)曆本月二十二日接准貴(外部)

照内開等因、均已閱悉、而該照内開、アレクセーフ之

應爲大韓度支部總裁顧問官兼海關總稅務司、而視務一

事、全不協意於本大臣(スパイヤ)者也、一曰、貴大臣

(閣種默)不爲說明現在度支部總裁顧問官兼海關總稅務司

之解雇、二曰、亦不爲說明那時アレクセーフ必始他之

新任事務、故茲以請煩貴大臣、不費時日、隨速結束可

也、該事之延拖今已久矣、此是至易至便之事也等因、

准此、業經轉照我度支部、内稱、查俄員アレクセーフ

就雇一事、業准貴(度支部)照内從中妥善等語、作覆俄公

使、并行知照貴部(度支部)現在顧問官兼海關總稅務司解

雇、暨俄員アレクセーフ那時新任事務、在貴部(度支部) 妥辦、請照諒迅即示復爲要等語、去訖旋接覆開、該員新任事務一節、自當就次照辦、至於現在顧問官兼海關總稅務司解雇一節、貴大臣(外) 並知照該公館確商安辦等因、前來、准此、備文照復、請煩

貴公使查照可也、須至照覆者

右

大俄欽命公使大臣士貝耶閣下

光武元年(一八九七)十月二十六日

次いで十一月八日スパイヤールより「十一月十日午後三時貴國度支部總裁顧問官アレクセーフ氏はその日より職務を行ふ爲度支部に赴いて度支部署理大臣に面會するであらう」と照會し、それに對し外部大臣趙秉式より左の如き照覆を爲して居る。(文書四俄案照復第四十八號)

大韓外部大臣趙秉式爲照復事、照得我曆本月八日接到貴(スパイヤール) 照會内開、照得貴(國) 曆本年十一月十日下午三點鐘貴國度支部總裁顧問官アレクセーフ以其自本日視務、次將行前往于貴國度支部、敬面度支部署理大臣矣、專此備文照會、請煩貴大臣查照后、轉照于度支部署理大臣可也等因、准此、當經知照我度支部、相應備

文照復、請煩

貴公使查照可也、須至照覆者

右 照 復

大俄欽命公使大臣士貝耶閣下

光武元年十一月九日

かくてアレクセーフは十一月十日より度支部總顧問官兼海關總辦となつたのである。

これらの文書を通じて見る時、アレクセーフの任命は朝鮮側より希望せし所でなく、却つてロシアより押付けられたことが明瞭となる。已にイギリスよりブラウンを聘して居り、且その任期未滿である際、殊更にアレクセーフを聘用する理由はない。後日に至つてイギリスがこれに對して烈しく抗議し、朝鮮側はこれが對策に窮して居る。

文書一にロシア皇帝の戴冠式の際文書を以て朝鮮使節より度支部顧問としてロシア官吏を派せんことを要請したとある。當時朝鮮が使節を派遣しロシア政府と會商せしめたことは事實である。そして其際の覺書中に經驗ある人物を朝鮮の財政状態を研究し、必要なる財政政策を究明する爲ロシア國より任命すべく、同時に此人物は朝

鮮政府援助の爲の顧問たるべしといふ言葉はある。然しながらこの覺書は何等相互的な取り決めではなくロシア外務大臣ロバノフロストフスキーによつて形式化され、ニコライ二世に依つて裁可された「朝鮮使節への回答の要點」に過ぎなかつたことはロマノフがその著「滿洲に於けるロシア」に於て論斷して居る所である。覺書そのものがかゝる性質のものであり、その條文に顧問を任命するとはあつても、その顧問は上記の性質のものであり且つ任命の時期に至つては何等記す所はないのである。アレクセーフ任命のことがロシアより出たことは想像に難くない。加之、ロマノフの「滿洲に於けるロシア」によれば「一八九七年五月十三日に至つて漸くウイツテはロシア税關官吏アレクセーフを京城に派遣することを提議した」といふ。アレクセーフ任命がロシアから押付けられたものであることは明瞭である。ロシアの意圖が朝鮮の財政權を把握するにあつたことは容易に想像されるであらう。



天奉撫近門額

滿洲國奉天の省立博物館所藏に係る撫近門の磚額及び拓本である。拓本は一九三〇年金毓紋氏の寄贈、磚額は同年瀋陽市政公署の送陳に係るものである。共に昨秋同博物館の内藤寛氏の御好意によつて撮影することを許された。内藤湖南先生の「滿洲寫真帖」八九、所載のもの又、現在の大東城門即ち撫近門の扁額と如何なる關係にあるものか筆者は知らない。太宗の天聰五年に撫近門が築かれ、且つ當時大金國と稱してゐたことを示す物的證據であらう。嘗つて今西春秋氏が増補滿洲寫真帖を本誌第一卷第一號上に紹介された時撫近門のことに言及して居る。

(三國谷 宏)